

# 水と緑があふれる未来輝くまち ～水郷ひた～

わたしたちを取り巻く環境問題は、気候変動問題や海洋プラスチック問題など、近年ますます深刻化しています。

そのような中、持続可能な社会の実現のため、環境・経済・社会の三側面を関連・連動させて、複雑化した課題に対応する「持続可能な開発目標（SDGs）」の考え方が浸透してきています。

国においても、地域の活力を活性化させることによる持続可能な自立・分散型の地域社会である地域循環共生圏を目指す取組が始まっており、脱炭素社会の実現を目指す取組とともに、活発化しています。

これらの状況を踏まえ、環境施策にSDGsの視点を取り入れ、受け継がれてきた「水郷ひた」と呼ばれる恵まれた自然環境を守り、環境と共生する持続可能なまちづくりを推進するため、令和3（2021）年度から令和9（2027）年度までの第3次日田市環境基本計画の策定を行いました。

本計画では、“目標とする環境像”をこれまでの計画から引き継ぎ、「水と緑があふれる未来輝くまち ～水郷ひた～」に設定します。

また、環境像設定の根拠となった3つの基本理念を以下に示します。

## 基本理念

- 「水」と「緑」の再生による「水郷ひた」の創造
- 持続可能な地域循環共生圏の構築
- 市民・事業者・行政の協働の促進

令和3年3月  
大分県日田市



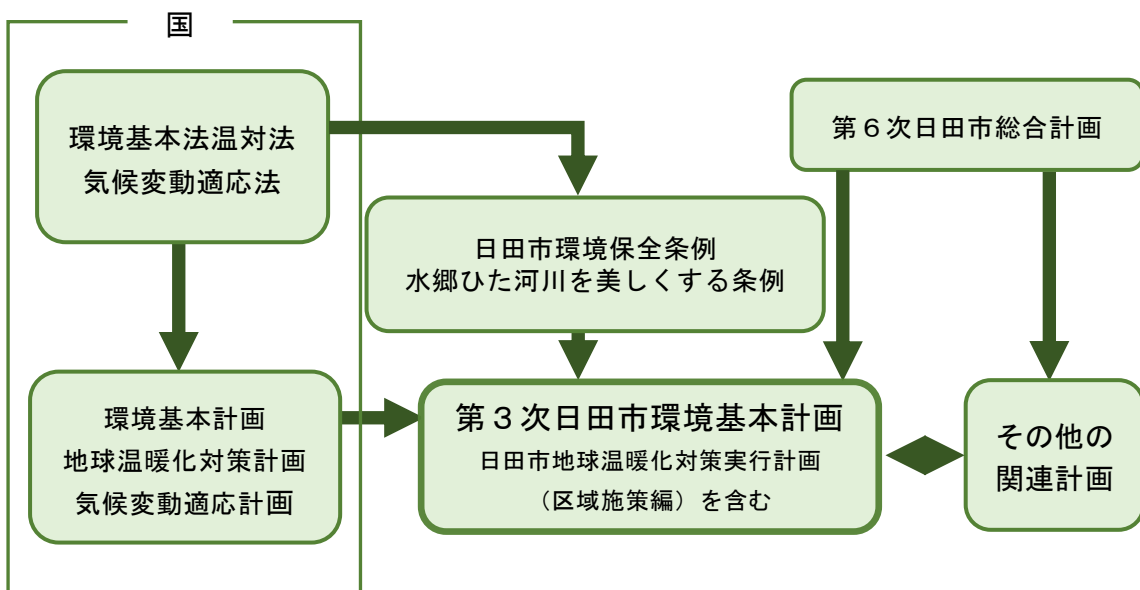
## I. 計画の基本的事項

### (1) 計画の位置づけ

日田市環境保全条例（平成13（2001）年3月）第14条第1項に基づく計画です。環境保全及び創造に関する目標や施策の基本的方向を示し、総合的かつ計画的に推進することを目的とします。

本計画は、第6次日田市総合計画における環境部門の総合計画として位置づけられ、環境分野に関する各種計画や施策を立案する上で基本となる計画です。

また、本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）第19条第2項に基づく地方公共団体実行計画（区域施策編）」を含みます。



### (2) 対象期間

計画期間は、令和3（2021）年度から令和9（2027）年度までの7年間とします。

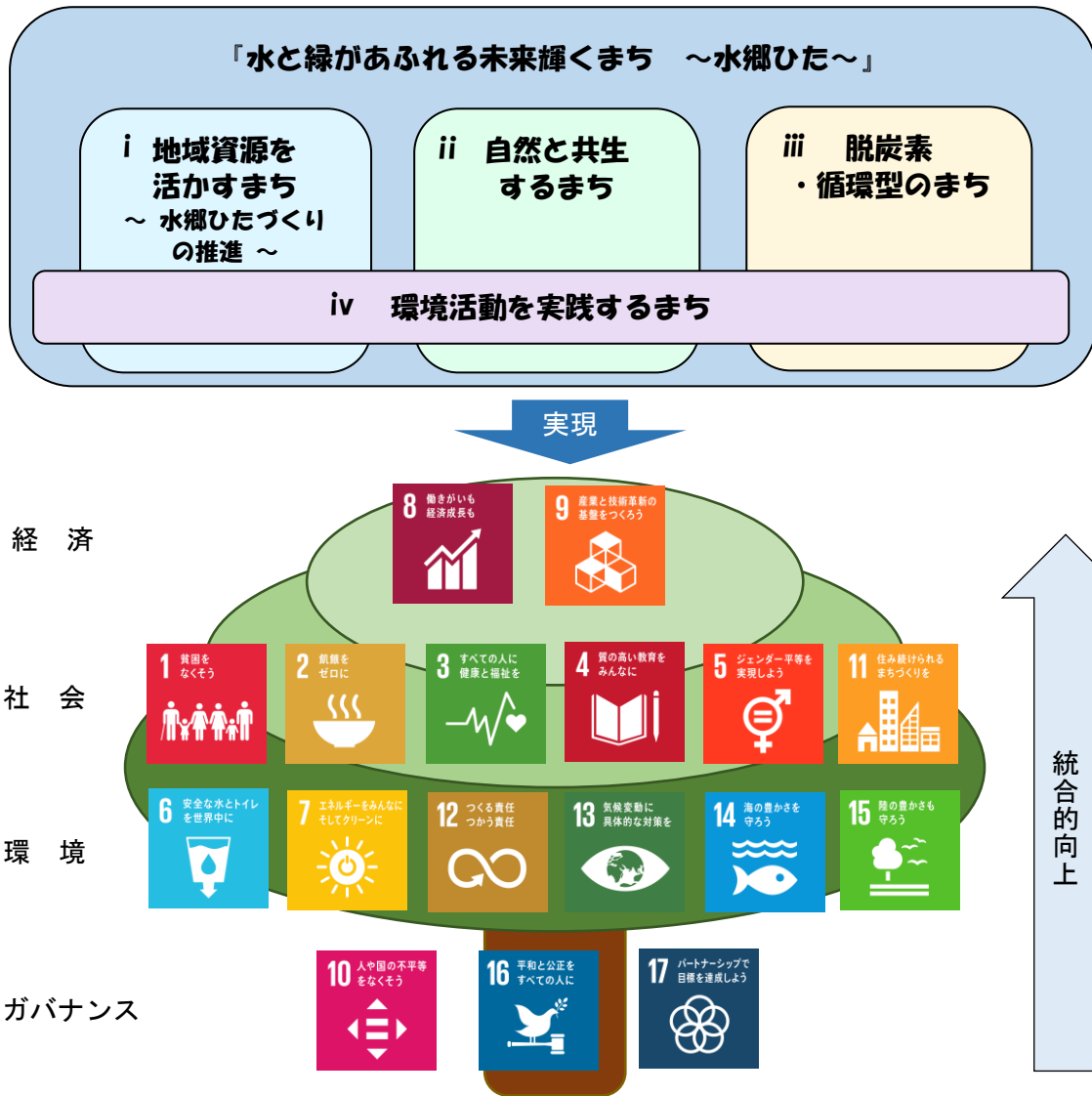
本計画では前期3年間の重点プロジェクトを定め、令和5（2023）年度の中間見直しで令和9（2027）年度までの後期4年間の重点プロジェクトを定めます。

| 令和3年度<br>2021 | 令和4年度<br>2022 | 令和5年度<br>2023 | 令和6年度<br>2024 | 令和7年度<br>2025 | 令和8年度<br>2026 | 令和9年度<br>2027 |
|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 第6次日田市総合計画    |               |               |               |               |               |               |
| 第3次日田市環境基本計画  |               |               |               |               |               |               |
| 前期重点プロジェクト    |               |               | 後期重点プロジェクト    |               |               |               |

(3) 施策の展開方針

本計画では4つの施策の柱により基本施策を展開していきます。

また、国の第五次環境基本計画の「SDGsの考え方も活用した、環境・経済・社会の統合的向上を具体化する」、「地域資源を持続可能な形で最大限活用し、経済・社会活動をも向上させる」、「より幅広い関係者と連携する」というアプローチとも整合性を図っていきます。



※国の第五次環境基本計画では、『自然と共生する知恵や自然観も踏まえ、情報通信技術（ICT）等の科学技術も最大限に活用しながら、経済成長を続けつつ、環境への負荷を最小限にとどめ、健全な物質・生命の「循環」を実現するとともに、健全な生態系を維持・回復し、自然と人間との「共生」や地域間の「共生」を図り、これらの取組を含め「低炭素」をも実現することが重要である。このような循環共生型の社会（「環境・生命文明社会」）が、我々が目指すべき持続可能な社会の姿であるといえる。』としている。

## II. 施策の展開

### (1) 基本施策の展開

目標とする  
環境像

水と緑があふれる未来輝くまち  
水郷ひた

施策の柱

#### i. 地域資源を活かすまち ～水郷ひたづくりの推進～



#### ii. 自然と共生するまち



#### iii. 脱炭素・循環型のまち



#### iv. 環境活動を実践するまち



実現に  
向けて

## 基本的方向性

「水」と「緑」という本市を代表する環境資源を活用し、これらの資源の新たな価値を創造することで、本市全体の環境・経済・社会の統合的な向上を通じた地域全体の活性化を図ります。

自然共生社会の実現に向けて、生物多様性の保全に配慮した取組を行います。

日田市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を推進するため、「2050年温室効果ガス排出実質ゼロ」を目指し、地球温暖化対策に積極的に取り組みます。

また、気候変動影響に対する適応策にも取り組みます。

市民一人ひとりの環境に対する意識の向上と具体的な行動を促進し、市民・事業者・行政の三者協働の基盤強化と、環境学習の推進や市民団体の活動支援などに努めます。

## 基本施策

- (1) 河川や地下水を守る「水循環保全」の推進
- (2) 水辺環境の整備と活用
- (3) 木材需要の拡大による森林の活性化（新しい日田の森林・林業・木材産業振興ビジョンの推進）
- (4) 環境影響への配慮の取組の強化
- (5) 公害（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、悪臭など）のない良好な生活環境の確保
- (6) ポイ捨てや不法投棄ゼロの良好な生活環境の確保
- (7) 歴史的・文化的資源の保全・活用、良好な景観の保全

- (1) 森林・河川の生物多様性の回復
- (2) 生物多様性の保全
- (3) 生態系の保全への取組の強化
- (4) 特定外来生物の周知・啓発と迅速な駆除

- (1) 緩和策の推進
- (2) 気候変動影響への適応策の推進
- (3) 3Rの推進、廃棄物の適正処理
- (4) 地域資源の循環的な利用

- (1) 環境教育・環境学習（ESD）の推進
- (2) 自主的な環境行動の推進

(2) 日田市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

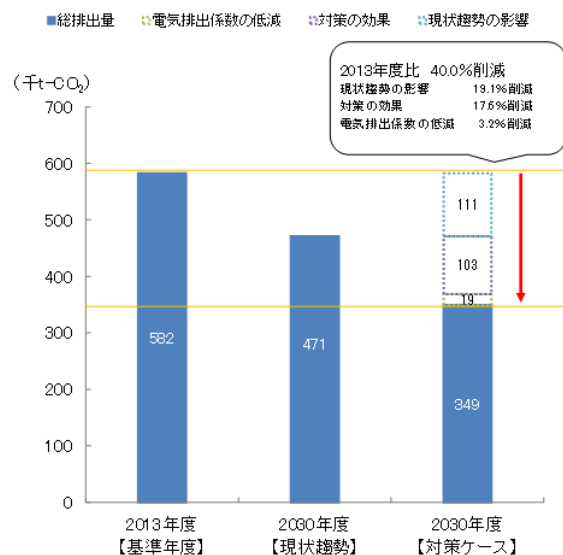
削減目標

令和 12（2030）年度における温室効果ガス排出量を平成 25（2013）年度比で 40%（233 千 t-CO<sub>2</sub>）削減することを目指します。

国の地球温暖化対策計画の目標水準に合わせて日田市の令和 32（2050）年度の温室効果ガス排出量を 80%削減するために、令和 12（2030）年度時点で平成 25（2013）年度の排出量に比べて 40%削減することを削減目標とします。

市民・事業者・市の再生可能エネルギーの導入や省エネ型製品への買い換えなどの緩和策を通じて目標達成を目指します。

また、気候変動の影響による被害を軽減するための渇水対策、防災対策、熱中症対策、農林業における高温対策、生物多様性の保全などの適応策も進めていきます。



(3) 重点プロジェクト（前期3か年）

1. 水郷ひた河川を美しくする条例の周知と普及啓発

健全な水循環を維持するための取組を進めます。

- ①水郷ひたのシンボルである河川を美しくするための市民意識の向上に努め、行動を促進させる。
- ②水循環に関する環境教育と人材育成を推進する。
- ③筑後川上流域や福岡都市圏などとの連携をさらに推進する。

2. 地域資源リサイクルシステムの構築

これまで継続してきた資源有効利用のさらなる推進に努めます。

- ①既存施設を活かした廃棄物処理の統合を目指し取組を進める。
- ②資源の有効利用による二酸化炭素排出量削減を目指す。
- ③日田市が全国的なモデルとして脱炭素社会づくりの一翼を担う。

3. 新清掃センター建設に向けての取組

安定かつ適切な廃棄物処理を継続するため早期の稼働を目指します。

- ①周辺環境への配慮など環境負荷の少ない施設の建設を目指す。
- ②地域の住民に親しみのある施設を目指す。
- ③雑がみの分別収集促進など、引き続き 3R を推進する。

### Ⅲ. 計画の推進と進捗管理

#### (1) 計画推進に向けた各主体の役割

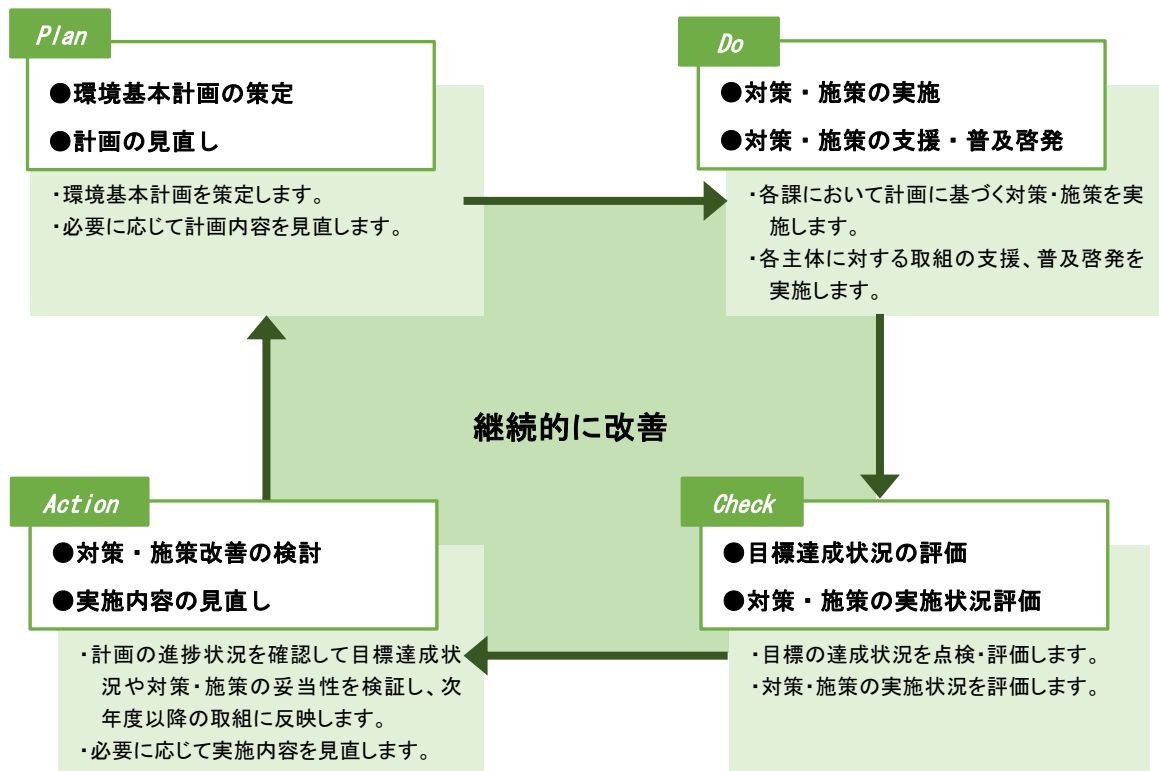
快適で利便性の高い脱炭素型のライフスタイルを容易に選択できるよう、環境負荷の少ない製品・サービスを提供する事業者の取組やそれを促す行政の施策、市民一人一人の賢い選択により、ライフスタイルイノベーションによる社会変革の実現、本計画の目指す環境像の達成を目指します。

|        |  |
|--------|--|
| 市民の役割  | <ul style="list-style-type: none"> <li>日常生活において、ごみの発生抑制やリサイクル、省エネルギーなど身近にできることからエコライフを実践することにより、環境への負荷の低減に努め、住みよい環境づくりに努めます。</li> <li>地球温暖化やごみ問題などの環境問題に関心を持って、正しい環境行動の理解を深め、環境保全につながるようなライフスタイルに転換していきます。</li> <li>地域やグループでの環境保全活動の企画・実施など、自発的・積極的に環境保全のためのまちづくりに参画し、自主的・自発的な活動の輪を広げていきます。</li> </ul>   |
| 事業者の役割 | <ul style="list-style-type: none"> <li>すべての事業活動が環境に様々な影響を与えていることを認識し、環境保全の一層の取組を進めるとともに、事業活動のあらゆる段階において環境影響の把握・評価とその結果の公表等に努め、事業活動と環境との調和に努めます。</li> <li>製品の製造、加工、流通、販売等の各段階を通じて、環境負荷の少ない社会の実現に向けた事業活動を実践していくとともに、事業活動を通じて蓄積している環境技術やノウハウを社会還元していきます。</li> <li>地域社会の一員として、地域の環境保全に向けた活動に積極的に取り組んでいくとともに、人的な面や経済面等から地域の環境保全に向けた活動を行う市民や市民団体等を支援するなど、社会貢献に努めます。</li> </ul> |
| 行政の役割  | <ul style="list-style-type: none"> <li>本計画の推進に向けて、市民・事業者の自主的な取組を促進するため、積極的に支援するとともに、環境の保全・創出に関する総合的な施策を実施します。</li> <li>市役所自らが事業者でもあり、消費者でもあるとの立場から、環境保全に関する行動を率先して実行します。</li> <li>広域的な問題に対しては、近隣自治体や国・県など関係機関との連携・協力により、市域を越えた環境保全に取り組みます。</li> </ul>  |

(2) 進捗管理

環境基本計画に基づく取組について、P D C Aサイクルの手法で報告・評価を行います。市は、施策の柱ごとの進捗状況を日田市環境審議会に報告し、意見を求めます。環境審議会からの意見を踏まえ、さらに計画の展開に反映させます。

また、毎年度改定する環境白書において進捗状況を管理し公表を行い、市民等から意見を求め、さらなる施策の推進・改善を図ります。



第3次日田市環境基本計画（概要版）

令和3年3月

発行：日田市 市民環境部 環境課

〒877-8601

日田市田島2丁目6番1号

電話 0973-22-8357（直）

F A X 0973-22-8241